

法律科目試験問題（行政法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問 1】及び【設問 2】に答えなさい。

【事例】

X は、Y 市内に土地を所有していたが、そこに鉄骨造 2 階建て、各階の床面積 500 平方メートルの建物（以下「本件建物」という。）を建築し、その 1 階と 2 階でパチンコ店を開業することを計画した。他方で、本件建物の近隣住民 A らは、2024 年 2 月下旬に X のパチンコ店の開業計画を知ったが、自分たちの生活環境が損なわれるとして、パチンコ店の開業に強く反対していた。

X は、本件建物が建築基準法（以下「法」という。）6 条 1 項 1 号に該当するものであることから、同年 3 月上旬に、Y 市建築主事に対し、同項の建築確認に係る申請（以下「本件申請」という。）を行った。本件申請の際に提出された図書及び書類によると、本件建物の建築計画は、法 6 条 1 項にいう建築基準関係規定に適合するものであった。しかし、本件申請を受けた Y 市建築主事は、A らが X によるパチンコ店の開業に強く反対していることに鑑み、本件申請に対する諾否の応答を留保して、パチンコ店の開業について A らの同意を得ることを求める行政指導（以下「本件指導」という。）を X に対して行った。

本件指導を受けた X は、同年 4 月上旬から 7 月上旬にかけて、合計 4 回 A らに対する説明会を開催するとともに個別に A らの自宅も訪問し、パチンコ店の開業について理解を求めた。それらの中で X は、パチンコ店とするのは本件建物の 1 階のみとし、2 階は書店とすることや、ネオンサインは使わず、本件建物の外観も近隣の環境と調和したものにするなど、本件建物の建築計画に関して様々な変更の提案をした。しかし、A らは X による変更の提案を受け入れず、本件建物でのパチンコ店の開業には同意できないとの立場を全く変えなかった。

X は、これ以上 A らに対して説明会や個別の訪問を行っても、パチンコ店の開業について同意を得られる見込みはないと考えた。そこで、X は同年 8 月中旬、本件申請に対して速やかに諾否の応答をすることを求める書面を、Y 市長に提出した。

【設問 1】

X は A らの同意を得ることができておらず、本件指導に従っていないとして、Y 市建築主事が本件申請に対する諾否の応答をなお留保した場合、その留保が違法であるかどうかについて述べなさい。（配点 30 点）

【設問 2】

X は A らの同意を得ることができておらず、本件指導に従っていないとして、Y 市建築主事が本件申請に対して拒否処分をした場合、その拒否処分が違法であるかどうかについて述べなさい。（配点 20 点）

なお、【設問 1】及び【設問 2】に関係する限りで、Y 市行政手続条例は行政手続法と同一の内容であるものとする。

また、法の抜粋を【参照条文】として掲げるので、適宜参照しなさい。

【参照条文】建築基準法（抜粋）

（令和 4 年法律第 68 号（令和 7 年 6 月 1 日施行）及び令和 4 年法律第 69 号（令和 7 年 4 月 1 日施行）による改正前の現行規定。）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第 6 条 建築主は、第 1 号から第 3 号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（……）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第 4 号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。））その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の確認（……）を受け、確認済証の交付を受けなければならない。（以下略）

一 別表第 1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの

二～四 （略）

2、3 （略）

4 建築主事等は、第 1 項の申請書を受理した場合においては、同項第 1 号から第 3 号までに係るものにあつてはその受理した日から 35 日以内に、同項第 4 号に係るものにあつてはその受理した日から 7 日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。

5、6 （略）

7 建築主事等は、第 4 項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（……）内に当該申請者に交付しなければならない。

8 第 1 項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。

9 （略）

第 99 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

一 第 6 条第 1 項……の規定に違反した者

二～十六 （略）

2 （略）